

# 社会保障・税番号制度の概要

～行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案～

## 基本理念

- 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分に配慮しつつ、社会保障、税、災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行う。

## 個人番号

- 市町村長は、法定受託事務として、住民票コードを変換して得られる個人番号を指定し、通知カードにより本人に通知。盗用、漏洩等の被害を受けた場合等に限り変更可。中長期在留者、特別永住者等の外国人住民も対象。
- 個人番号の利用範囲を法律に規定。①国・地方の機関での社会保障分野、国税・地方税の賦課徴収及び災害対策等に係る事務での利用、②当該事務に係る申請・届出等を行う者（代理人・受託者を含む。）が事務処理上必要な範囲での利用、③災害時の金融機関での利用に限定。
- 番号法に規定する場合を除き、他人に個人番号の提供を求めることは禁止。本人から個人番号の提供を受ける場合、個人番号カードの提示を受ける等の本人確認を行う必要。

## 個人番号カード

- 市町村長は、顔写真付きの個人番号カードを交付。
- 政令で定めるものが安全基準に従って、ICチップの空き領域を本人確認のために利用。（民間事業者については、当分の間、政令で定めないものとする。）

## 個人情報保護

- 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報（個人番号付きの個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止。
- 特定個人情報の提供は原則禁止。ただし、行政機関等は情報提供ネットワークシステムでの提供など番号法に規定するものに限り可能。
- 民間事業者は情報提供ネットワークシステムを使用できない。
- 情報提供ネットワークシステムでの情報提供を行う際の連携キーとして個人番号を用いないなど、個人情報の一元管理ができない仕組みを構築。
- 国民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる仕組み（マイ・ポータル）の提供、特定個人情報保護評価の実施、特定個人情報保護委員会の設置、罰則の強化など、十分な個人情報保護策を講じる。

## 法人番号

- 国税庁長官は、法人等に法人番号を通知。法人番号は原則公表。民間での自由な利用も可。

## 検討等

- 法施行後3年を目途として、個人番号の利用範囲の拡大について検討を加え、必要と認めるときは、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。
- 法施行後1年を目途として、特定個人情報保護委員会の権限の拡大等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

## 個人番号の主な利用範囲

⇒社会保障、税、災害対策分野等の事務で利用

社会 保障 分野	年金分野	<p>⇒<u>年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務</li> <li>○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務</li> <li>○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務</li> <li>○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
	労働分野	<p>⇒<u>雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務</li> <li>○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
	福祉・医療・その他分野	<p>⇒<u>医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務</li> <li>○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務</li> <li>○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務</li> <li>○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務</li> <li>○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務</li> <li>○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務</li> <li>○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務</li> <li>○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務</li> <li>○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
税分野	<p>⇒<u>国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。</u></p>	
災害対策分野	<p>⇒<u>被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。</u></p>	

上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。

## 個人に付する「個人番号」（マイナンバー）

### 付番

- **市町村長は**、住民票に住民票コードを記載したときは、速やかに、**個人番号を指定**し、その者に対し、当該個人番号を**通知カードにより通知**しなければならない。（第7条第1項）  
※対象者は住民票コードが住民票に記載されている日本の国籍を有する者、中長期在留者、特別永住者等の外国人。  
※所管は総務省、市町村の事務は法定受託事務。  
※個人番号の桁数は、**12桁**を予定。

### 変更

- 市町村長は、**個人番号が漏えいして不正に用いられる恐れがあると認められるとき**は、請求又は職権により、従前の個人番号に代えて、新たな個人番号を指定し、通知カードにより通知しなければならない。（第7条第2項）

### 番号生成機関

- 市町村長は、個人番号を指定するときは、あらかじめ**地方公共団体情報システム機構に対し**、指定しようとする者に係る住民票コードを通知し、**個人番号とすべき番号の生成を求める**。（第8条第1項）
- 地方公共団体情報システム機構は、①他のいずれの個人番号とも異なり、②住民票コードを変換して得られるものであり、③住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでない番号を生成し、市町村長に通知する。（第8条第2項）

## 法人等に付する「法人番号」

### 付番

- **国税庁長官は**、法人等に対して、**法人番号を指定**し、**通知**する。（第58条第1項）  
※所管は国税庁。  
※法人番号の桁数は、**13桁**を予定。
- 国税庁長官は、法人番号指定のため、法務大臣に対し、会社法人等番号の提供を求めることができる。（第60条）
- 法人番号の付番対象（第58条第1項、第2項）
  - ① 国の機関及び地方公共団体
  - ② 会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人
  - ③ ①②以外の法人又は人格のない社団等で、税法上、給与等の支払をする事務所の開設等の届出書、内国普通法人等の設立の届出書、外国普通法人となった旨の届出書、収益事業開始の届出書を提出することとされているものなど、一定の要件に該当するもの
  - ④ ①～③以外の法人又は人格のない社団等であって、政令で定める一定の要件に該当するもので、国税庁長官に届け出たもの

### 変更・通知、検索及び閲覧

- 法人番号は変更不可
  - 国税庁長官は、付番した法人番号を当該法人等に書面により通知
  - 法人番号は**官民を問わず**様々な用途で利活用
- ※法人等の基本3情報（商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号）の検索・閲覧可能なサービスをホームページ等で提供。ただし、人格のない社団の場合は、予め同意のある場合のみ。

# 社会保障・税番号制度導入のロードマップ(案)

内閣官房作成

2013年  
(H25年)

2014年  
(H26年)

2015年  
(H27年)

2016年  
(10月) (H28年)

2017年  
(H29年)

